知事部局 労働委員会事務局 収用委員会事務局

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程(昭和40年岩手県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後			
(定義)		(定義)			
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、		第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、			
それぞれ当該各号に定めるところによる。		それぞれ当該各号に定めるところによる。			
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]			
(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同		同 (3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同			
表の右欄に掲げる者又はその職務を代理	する者をいう。	表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。			
1 企画理事、会計管理者、本庁の部	[略]	1 企画理事、会計管理者、本庁の部 [略]			
長及び局長、出納局長、理事 <u>並びに</u>		長及び局長、出納局長、理事 <u>、</u> 技監			
技監		並びに本庁の統括企画指導監及び統			
		括技術企画指導監			
2 本庁の副部長、副局長、室長、担	[略]	2 本庁の副部長、副局長、室長、担 [略]			
当技監、首席調査監、首席ふるさと		当技監、首席調査監、首席ふるさと			
振興監、首席少子化対策監、首席I		振興監、首席少子化対策監、首席I			
LC推進監、参事、技術参事、特命		L C 推進監、参事、技術参事 <u>、首席</u>			
参事(室及び課に置かれる特命参事		企画指導監、首席技術企画指導監、			
を除く。)、総括課長、総括調査監		特命参事(室及び課に置かれる特命			
、総務事務センター所長、ILC推		参事を除く。)、総括課長、総括調			
進監、部付及び局付		査監、総務事務センター所長、IL			
		C推進監、部付及び局付			
3 本庁の室の職員(室長並びに地域	[略]	3 本庁の室の職員(室長並びに地域 [略]			
企画監、地方路線対策監 <u>、医療企画</u>		企画監、地方路線対策監、医師支援			
監、医師支援推進監及び競馬改革推		推進監及び競馬改革推進監の担当区			
進監の担当区分にある職員を除く。		分にある職員を除く。)			
)					
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員	総括課長、総	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員 総括課長、総			
以外のもの	括調査監、総	以外のもの括調査監、総			
	務事務センタ	務事務センタ			
	一所長、地域	一所長、地域			
	企画監、地方	企画監、地方			
	路線対策監 <u>、</u>	路線対策監、			

	医療企画監、 医師支援推進 監又は競馬改 革推進監
[略]	
9 広域振興局の職員で、5の項から	[略]
前項までに掲げる職員、局長、保健	
福祉環境技監、副局長、盛岡広域振	
興局の部長及び盛岡広域振興局盛岡	
審査指導監の審査指導監以外のもの	
[略]	

(修学部分休業の承認)

17年岩手県条例第20号) 第2条第1項に規定する修学部分休 業の承認を受けようとするときは、職員の修学部分休業に関 する規則(平成17年岩手県人事委員会規則第40号)第3条第 1項に規定する修学部分休業承認請求書を所属長に提出しな ければならない。ただし、電磁的方法を使用する場合にあっ ては、別に定める方法によらなければならない。

2 「略]

(当直の種類及び勤務時間)

第23条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、別に定める出先機関の宿直で当 2 前項の規定にかかわらず、別に定める出先機関の宿直で当 直管理者が定めるものの勤務時間は、午後9時30分から翌日 の午前5時30分までとする。

様式第4号(第4条関係)

[略]			
	休暇等		[略]
	[略]	修学部分休業	

	医師支援推進
	監又は競馬改
	革推進監
[略]	
9 広域振興局の職員で、5の項から	[略]
前項までに掲げる職員、局長 <u>、統括</u>	
企画指導監、統括技術企画指導監、	
保健福祉環境技監、副局長、盛岡広	
域振興局の部長 <u>、首席企画指導監、</u>	
首席技術企画指導監及び盛岡広域振	
興局盛岡審査指導監の審査指導監以	
外のもの	
[略]	•

(修学部分休業の承認)

第8条の8 職員は、職員の修学部分休業に関する条例(平成|第8条の8 職員は、職員の修学部分休業に関する条例(平成 17年岩手県条例第20号) 第2条第1項に規定する修学部分休 業の承認を受けようとするときは、職員の修学部分休業に関 する規則(平成17年岩手県人事委員会規則第40号)第3条第 1項に規定する修学部分休業承認申請書を所属長に提出しな ければならない。ただし、電磁的方法を使用する場合にあっ ては、別に定める方法によらなければならない。

2 「略]

(当直の種類及び勤務時間)

第23条 「略]

直管理者が定めるものの勤務時間は、午後9時30分から翌日 の午前5時までとする。

様式第4号(第4条関係)

[略]				
	休暇等			[略]
	[略]	修学部分	高齢者部	
		休業	分休業	

[昭各]	[昭各]			
様式第14号(第22条関係)	様式第14号(第22条関係)			
[略]	[昭各]			
当直命令通知書 所属長 <u>回</u>	当直命令通知書 所属長			
[略]	[略]			
[略]	[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附則

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の職員服務規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。